住所　東京都小金井市貫井北町3丁目17番24号
カセレ・カセバ・ジェロム　昭和54年4月24日生
住所　千葉県成田市大栄十余三385番地69
謝洋　昭和53年1月25日生
住所　千葉県成田市橋賀台3丁目5番地
謝丹　昭和50年12月5日生
住所　東京都東久留米市中央町5丁目7番17号
朴鏞洙　昭和38年10月17日生
林守京　昭和48年12月22日生
朴健太　平成10年8月27日生
朴雄太　平成16年12月26日生
住所　千葉市稲毛区稲毛東3丁目9番10号
アンチャリー・シライシ　昭和34年2月23日生
住所　愛知県春日井市上条町6丁目31番地
李育紅　昭和42年4月27日生
住所　神戸市中央区港島中町3丁目1番地
ヨウ・ブイ・テイアン　昭和37年2月5日生
住所　東京都板橋区徳丸3丁目4番6－304号
蘆香芳　昭和43年8月6日生
住所　東京都板橋区徳丸3丁目2番9－407号
韓信天　昭和48年10月25日生
蘆芬萍　昭和48年7月28日生
韓翡溦　平成12年11月21日生
住所　東京都墨田区立花1丁目4番12号
陳眞由美　昭和45年10月3日生
住所　埼玉県所沢市大字下富690番地13
李淑姫　昭和53年2月10日生
住所　愛知県豊川市八幡町上宿10番地
李海波　昭和54年10月8日生
李錦泉　平成21年5月9日生
住所　大分県中津市大字犬丸586番地1
ケイジ・ユヘンニョ・ナカ　平成3年3月1日生
住所　静岡県掛川市吉岡215番地1
賀聚海　昭和48年7月2日生
朱君玲　昭和52年9月3日生
賀思嘉　平成12年11月15日生
賀嘉瑋　平成15年7月30日生
賀思琪　平成21年3月2日生
賀嘉瑜　平成23年2月24日生
住所　東京都大田区大森西4丁目11番5－604号
メスキン・ミック・ブレント　昭和56年12月11日生
住所　東京都港区芝4丁目16番1－1813号
康影　昭和53年4月15日生
住所　神戸市兵庫区兵庫町1丁目4番9－607号
段惠敏　昭和39年8月5日生
住所　横浜市都筑区荏田東3丁目17番25号
謝琳　昭和47年6月21日生
住所　大阪市西区立売堀3丁目6番21－1301号
洪晨　昭和62年10月26日生
住所　大阪府大東市新田北町1番36号
周怡　昭和47年7月9日生
住所　大阪市生野区中川東2丁目19番16号
金宏信　昭和50年10月2日生
住所　岡山県倉敷市鳥羽355番地5
李節子　昭和25年5月12日生
住所　群馬県邑楽郡邑楽町大字赤堀1978番地
レイナ・フェリサ・ヴィニャ　平成13年6月25日生
住所　東京都北区浮間1丁目1番21－1203号
石文　昭和41年9月5日生
石佳暉　平成4年1月13日生
住所　埼玉県越谷市神明町1丁目80番地27
張暁英　昭和51年7月12日生
住所　東京都品川区戸越3丁目11番6－204号
リアナ・デヴィ　昭和49年4月30日生
住所　東京都足立区綾瀬3丁目3番2－603号
宋東訓　昭和56年11月12日生
住所　沖縄県石垣市字石垣261番地
トロン・ミア　昭和42年10月3日生
住所　東京都港区海岸1丁目1番1－4609号
張裕圭　昭和46年7月23日生
住所　三重県伊勢市村松町1384番地5
徐直　昭和61年3月14日生

○財務省告示第百四十八号

行政機関の保有する情報の公開に関する法律施行令（平成十二年政令第四十一号）第十三条第三項第二号の規定に基づき、財務省の保有する行政文書の開示に係る手数料の納付を事務所において現金ですることができる事務所を定める件（平成十三年三月財務省告示第六十五号）の一部を次のように改正する。

平成二十四年四月十六日

財務大臣　安住　淳

関東財務局新潟財務事務所の項中「新潟県新潟市中央区営所通二番町六百九十二―五」を「新潟県新潟市中央区美咲町一―二―一」に改める。

○財務省告示第百四十九号

行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律施行令（平成十五年政令第五百四十八号）第十八条第三項第二号の規定に基づき、財務省の保有する個人情報の開示に係る手数料の納付を事務所において現金ですることができる事務所を定める件（平成十七年三月財務省告示第百五号）の一部を次のように改正する。

平成二十四年四月十六日

財務大臣　安住　淳

関東財務局新潟財務事務所の項中「新潟県新潟市中央区営所通二番町六百九十二番地五」を「新潟県新潟市中央区美咲町一丁目二番一号」に改める。

○財務省告示第百五十号

外国為替令（昭和五十五年政令第二百六十号）第二十五条第六項の規定に基づき、外国為替令第二十五条第二項から第五項までの規定を適用しない財務大臣の権限を指定する件（平成十年三月大蔵省告示第百一号）の一部を次のように改正する。

平成二十四年四月十六日

財務大臣　安住　淳

第一号中「住友信託銀行株式会社」を「三井住友信託銀行株式会社」に改め、「中央三井信託銀行株式会社」及び「中央三井アセット信託銀行株式会社」を削り、「株式会社日本政策金融公庫」を「株式会社国際協力銀行」に改める。

○財務省告示第百五十一号

犯罪による収益の移転防止に関する法律施行令（平成二十年政令第二十号）第二十八条第五項及び第三十二条第七項の規定に基づき、犯罪による収益の移転防止に関する法律施行令第二十八条第五項及び第三十二条第七項の規定に基づき財務大臣の指定する両替業者及び外国為替取引業者を指定する件（平成二十年二月財務省告示第三十一号）の一部を次のように改正する。

平成二十四年四月十六日

財務大臣　安住　淳

第一号中「住友信託銀行株式会社」を「三井住友信託銀行株式会社」に改め、「中央三井信託銀行株式会社」及び「中央三井アセット信託銀行株式会社」を削る。

○厚生労働省告示第三百三十六号

薬事法（昭和三十五年法律第百四十五号）第二十三条の八第二項の規定により、同法第二十三条の二第一項に規定する厚生労働大臣の登録を受けた登録認証機関である株式会社ＵＬ Ｊａｐａｎ及び株式会社コスモス・コーポレイションについて、その基準適合性認証を行う事業所の所在地を次のように変更する旨の届出があったので、同法第二十三条の八第三項の規定に基づき公示する。

平成二十四年四月十六日

厚生労働大臣　小宮山洋子

登録番号	名称	変更前の基準適合性認証を行う事業所の所在地	変更後の基準適合性認証を行う事業所の所在地	変更の日
ＡＣ	株式会社ＵＬ Ｊａｐａｎ	一　三重県伊勢市朝熊町四千三百八十三番三百二十六 二　東京都千代田区丸の内三丁目二番三号 三　神奈川県横浜市保土ヶ谷区神戸町百三十四 四　三重県伊勢市横輪町百八番	一　三重県伊勢市朝熊町四千三百八十三番三百二十六 二　東京都千代田区丸の内一丁目八番三号 三　神奈川県横浜市保土ヶ谷区神戸町百三十四 四　三重県伊勢市横輪町百八番	平成二十三年十月一日
ＡＧ	株式会社コスモス・コーポレイション	一　三重県伊勢市小俣町明野三一九番地 二　三重県度会郡度会町大野木字岩立三五七一番地 三　三重県伊勢市小俣町明野五五九番地一 四　東京都立川市曙町二丁目十七番六号　朝日生命立川ビル三階 五　三重県松阪市桂瀬町七一八番地一	一　三重県伊勢市小俣町明野三一九番地 二　三重県度会郡度会町大野木三五七一番地二 三　三重県伊勢市小俣町明野五五九番地一 四　東京都文京区本駒込六丁目五番三号　ビューネ本駒込　二階 五　三重県松阪市桂瀬町七一八番地一	平成二十三年十月三日